

令和 2 年 (2020 年) 5 月 12 日

豊中市長 長内 繁樹 様

豊中市スポーツ推進審議会
会長 野老 稔

令和 2 年度(2020 年度)社会体育団体補助金 (案) について (答申)

令和 2 年 (2020 年) 5 月 12 日付、豊活ス第 216 号で諮問のあった令和 2 年度(2020 年度)社会体育団体補助金 (案) について、本審議会の意見として下記のとおり答申します。

記

令和 2 年度(2020 年度)社会体育団体補助金 (案) について、事務局から提案のあった、目的、内容、金額等について、特に異議はありません。

令和2年度（2020年度）社会体育団体補助金（案）について

1. 豊中市体育連盟に対する事業補助金

【目的】

本市におけるスポーツの推進を図るため、豊中市体育連盟及び連盟の加盟団体が行う事業について補助金を交付する。

【補助対象事業】

- 1) 加盟団体が行う競技スポーツ及びレクレーションの普及振興を図る自主事業
- 2) 大阪府総合体育大会に係る事業
- 3) 本市のスポーツ推進に関して顕著な功績があった指導者の表彰に係る事業

令和2年度(2020年度)豊中市体育連盟に対する事業補助金（案）

957,500円

※大阪府総合体育大会が新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止が決定したこと
及び大阪府市町村対抗駅伝競走大会の実施の有無が未定であることから、減額となる。

2. 豊中市スポーツ少年団に対する事業補助金

【目的】

本市におけるスポーツの推進を図るため、豊中市スポーツ少年団が行う事業に対して補助金を交付する。

【補助対象事業】

少年団が行う各団交流交歓会及び少年団の普及を図る自主事業とする。

令和2年度(2020年度)豊中市スポーツ少年団に対する事業補助金（案）

400,000円

3. スポーツ振興会事業助成金

【目的】

小学校区内において組織されたスポーツ振興会が実施する地域スポーツの振興に係る事業に対し、助成金を交付する。

【助成対象事業】

振興会が実施する事業

<申込団体>

南桜塚小学校区スポーツ振興会、豊島小学校校区スポレク振興会、北緑丘スポーツレクリエーション振興会、桜井谷スポーツ・レクリエーション振興会、庄内南小学校区スポーツ振興会、高川校区スポーツ・レクリエーション振興会、西丘小学校区スポーツ・レクリエーション振興会

令和2年度(2020年度)スポーツ振興会事業助成金（案）

1校区あたり80,000円×7校区（申込団体）=560,000円

※2校区において振興会の廃止または活動休止となったため、減額となる。

参考：スポーツ基本法

(審議会等への諮問等)

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあっては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聞くことを要しない。